

## 第 5 号議案

### 亀岡市一般職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和 30 年亀岡市条例第 25 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 6 月 13 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

### 亀岡市一般職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和 30 年亀岡市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 5 項を加える。

- 9 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第 4 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年亀岡市条例第 4 号）附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に 100 分の 5.3 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 10 特例期間においては、この条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - (1) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に

100分の5.3を乗じて得た額

(2) 第23条第1項から第4項までの規定により支給される給与  
当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分  
に応じ当該アからウまでに定める額

ア 第23条第1項 前項及び前号に定める額

イ 第23条第2項又は第3項 前項及び前号に定める額に  
100分の80を乗じて得た額

ウ 第23条第4項 前項及び前号に定める額に、同条第4項  
の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて  
得た額

1.1 特例期間においては、第14条に規定する勤務1時間当たり  
の給与額は、第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算  
出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額  
の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を  
乗じたものから1年間における休日に割り振られた勤務時間を減  
じたもので除して得た額に100分の5.3を乗じて得た額に相  
当する額を減じた額とする。

1.2 特例期間においては、第5項の規定の適用を受ける職員に対  
する第9項、第10項各号及び前項の規定の適用については、第  
9項中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から第5項第1  
号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第10項第1号中  
「給料月額に対する地域手当の月額」とあるのは「給料月額に対  
する地域手当の月額から第5項第2号に定める額に相当する額を  
減じた額」と、同項第2号中「前項及び前号」とあるのは「第  
1.2項の規定により読み替えられた前項及び前号」と、前項中  
「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から第7項の規定  
により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額  
に」とする。

1.3 前4項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされ  
る額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じた  
ときは、これを切り捨てるものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。  
(亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)
- 2 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年亀岡市条例第27号)の一部を次のように改正する。  
附則に次の1条を加える。  
(特例期間における介護休暇に係る給与の取扱いの特例措置)  
第3条 給与条例附則第9項に規定する特例期間においては、第15条第3項の規定の適用については、同項中「第22条」とあるのは「附則第11項(第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。  
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 3 職員の育児休業等に関する条例(平成4年亀岡市条例第9号)の一部を次のように改正する。  
附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。  
(特例期間における部分休業をしている職員の給与の取扱いの特例措置)  
2 給与条例附則第9項に規定する特例期間においては、第21条の規定の適用については、同条中「第22条」とあるのは「附則第11項(第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。  
(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)
- 4 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年亀岡市条例第7号)の一部を次のように改正する。  
第5条中「第25号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。  
附則に次の1項を加える。  
(特例期間における派遣職員の給与の取扱いの特例措置)
- 3 給与条例附則第9項に規定する特例期間においては、第4条

の規定の適用については、「特例一時金」とあるのは「特例一時金の額（これらの給与のうち、給与条例附則第9項及び第10項（第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

亀岡市一般職員の給与に関する条例の  
一部を改正する条例案要綱

- 1 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、次のとおり職員の給与の減額支給措置を実施すること。
  - (1) 給料月額を一律5.3%減額
  - (2) 給料月額に対する地域手当を一律5.3%減額
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成25年7月1日から施行すること。